

令和6年度第2回
札幌市国民健康保険運営協議会

議事録

2024年11月11日（月）午後6時30分開会
札幌市民交流プラザ 4階 指室402

札幌市国民健康保険運営協議会

1 日 時

2024年11月11日（月）午後6時30分～午後7時18分

2 場 所

札幌市民交流プラザ 4階 控室402

中央区北1条西1丁目

3 出 席 者

(1) 運営協議会委員（14名のうち出席者11名）

ア 公益代表

阪 正寛、芝木 厚子、田中 かおり

イ 被保険者代表

細矢 信晴、皆川 智司、吉田 正幸

ウ 保険医または保険薬剤師代表

百石 雅哉、大森 幹朗、山野 勝美

エ 被用者保険等保険者代表

中谷 慎也、濱田 斎

(2) 事務局

保険医療部長、保険企画課長、保険運営担当課長、国保健康推進担当課長 ほか

4 議事録署名委員

皆川 智司（被保険者代表）

百石 雅哉（保険医または保険薬剤師代表）

5 協議事項

協議第1号 令和12年度の全道保険料率の統一に向けて

1. 開　　会

●保険企画課長 皆様、本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

保険企画課長の井上でございます。

出席者の確認をさせていただきましたところ、本日は 11 名の委員にご出席をいただいております。

高橋委員、秦委員、林委員の 3 名の委員におかれましては、欠席の旨のご連絡をいただいておりますが、定足数に達しておりますので、本日の協議会は成立となりました。

終了時刻は、20 時 30 分頃を予定しております。

本日の資料は、過日郵送いたしました資料 1 でございます。

不足などはございませんか。

2. 保険医療部長挨拶

●保険企画課長 それでは、保険医療部長の小野寺より、ご挨拶申し上げます。

●保険医療部長 皆様、おばんでございます。

保険医療部長の小野寺です。本日は、よろしくお願ひいたします。

本日は、夜間の大変お寒い中をお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

令和 6 年度第 2 回札幌市国民健康保険運営協議会ということで、議題は、協議事項が一つだけ、前回、結論を得なかつた令和 12 年度の全道保険料率の統一に向けて、再度、お諮りするものであります。

言うまでもなく、この事案につきましては、私ども札幌市国保に加入されている被保険者の皆様、ひいては、札幌市国保財政そのものにも大きな影響のある大変大切な事案だと考えております。

どうぞ、皆様には、忌憚のないご意見等や、活発なご議論をいたいで、できましたら、本日、今後に向けて一定の方向性を見いだすことができればと考えております。

皆様におかれましては、ご議論いただきますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

●保険企画課長 それでは、ここからの議事進行は、阪会長にお渡しいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

●阪会長 皆様、改めまして、おばんでございます。

最近は、秋が短くて、夏が終わったらすぐ冬のような感じです。

私ごとですが、昨日も畑のゴボウ掘りをしていましたが、今年は農作物が全般的によかったのですけれども、取れる時期や虫のつく時期のサイクルがどんどん変わっていて、農家さんも非常に大変ではないかと思いました。

3. 議事録署名委員の選出

●阪会長 まず、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

慣例により会長指名ということで、私から指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●阪会長 それでは、皆川委員と百石委員にお願いいたします。よろしくお願ひします。

4. 議 事

●阪会長 それでは、ただいまから令和6年度第2回札幌市国民健康保険運営協議会を始めます。

本日の案件は、先ほど部長からお話がありましたように、8月27日の第1回運営協議会に引き続き、令和12年度の全道保険料率の統一に向けてでございます。

まず、事務局からご説明をお願いいたします。

●保険運営担当課長 保険運営担当課長の樋口でございます。よろしくお願ひいたします。

私から、資料について説明させていただきます。

本日の協議事項につきましては、先ほどご案内がありましたとおり、8月開催の第1回国民健康保険運営協議会にてご意見を伺いました令和12年度の全道保険料の統一に向けてでございます。

前回の運営協議会で示した札幌市の統一保険料率への移行案は、保険料の激変緩和を図るため、令和7年度から12年度までの6年間で、毎年均等に移行するという提案でございました。

この提案に対し、前回、各委員より様々なご指摘やご意見を頂戴しました。今回は、いただいたご意見に基づき前回の案を修正した再提案をさせていただきます。

早速、資料の説明に入らせていただきます。

資料1ページをご覧ください。

こちらは、委員からの主なご意見をまとめて、事務局の考え方を示したものでございます。

ご意見の1点目は、道内統一の賦課割合を札幌市の賦課割合にできないかというものでございます。

札幌市の考えといたしましては、道の方針決定に至るプロセスは理にかなったものであり、尊重すべきと判断しております。

また、国保の都道府県単位化の影響について、よく分からぬなどの発言もありました。

資料2ページをご覧ください。

1回目の資料を補強する形で、簡単ではありますが、都道府県単位化前後の札幌市の保険料の推移をまとめました。

1世帯当たりの平均保険料をご覧いただきますと、札幌市においては都道府県単位化前の平成29年度よりも平成30年度以降のほうが札幌市の持ち出し、いわゆる赤字補填というものでございますが、こちらを解消してもなお、それ以前に比べて平均保険料が抑えら

れていることが分かると思います。

資料の 1 ページにお戻りください。

ご意見の 2 点目は、統一保険料率を達成した後、なぜ各市町村で賦課割合が異なっているのかという疑問でございます。

この違いに関しましては、イメージが湧きにくいかと思いますので、今回、資料の 3 ページで具体例を挙げて説明を加えさせていただきました。

今回、細かな説明は割愛させていただきますが、保険料率を統一すると、どこの市町村でも被保険者の保険料率は同じになりますけれども、市町村ごとに所得水準、世帯数、加入者数が異なりますので、市町村単位で集計いたしますと、計算の結果として賦課割合に違いが生じることを解説しております。

また、1 ページにお戻りください。

ご意見の 3 点目から 5 点目は飛ばしまして、6 点目でございますが、今回のことを考えるに当たりまして、もっと他市町村の動向を知りたいという御意見でした。

政令指定都市の状況は資料 4 ページに、道内の主要都市の状況は資料 5 ページにまとめております。

こちらを見ると、各市によって様々でございますが、政令指定都市ではこれから検討するところが多く、道内市町村では複数年をかけて激変緩和措置をとる、あるいは、とる予定のところが多いという結果となりました。

再び、1 ページにお戻りください。

ご意見の 3 点目でございますが、保険料の上がる低所得者の負担軽減対策も考えるべきというもの、意見の 4 点目につきましては、前回示した 6 年間均等に上げるのではなく、曲線を描くように上げる方法も考えてはというもの、意見の 5 点目に関しましては、激変緩和措置の影響はケースごとに異なるので、細やかな対応が必要ではないかというものでございました。

こちらの三つの意見は、前回、激変緩和措置にのみに着目した提案をしたことに対し、激変を緩和するだけではなく、負担が増える人のことをもっと考えるべきではないかという趣旨のご意見でございました。

資料 6 ページをご覧ください。

7 の下線を引いた赤文字で示させていただいておりますが、今回は、保険料の上昇率、すなわち激変を緩和する視点と、令和 12 年度までのトータルの負担増と、この両方のバランスを勘案する提案をさせていただくというものでございます。具体的には、幾つかのパターンを比較する中で激変緩和措置の内容を見定めるとともに、併せて基金の活用による負担軽減策もセットで検討していくこととしてはどうかというものでございます。

各種パターンを比較する世帯のモデルケースは、前回の資料と同じく、保険料の上昇モデルとして、収入 98 万円以下、4 人世帯の 7 割軽減世帯、保険料の減少モデルとして、収入 30 万円、単身世帯の軽減なし世帯を採用しました。

次に、負担軽減策としての基金の活用について提案するものでございます。

令和7年度に活用可能な基金の上限額は、1.3億円を見込んでおります。基金の投入方法としては、統一保険料率で大きな影響があるのは均等割ですので、均等割へ投入はどうかというものです。

ただし、令和8年度以降は、現時点では基金の活用可能額が分かりませんので、見通しが立った後、どこまで投入できるか検討していくこととしたいと考えております。

次に、資料7ページをご覧ください。

これは、激変緩和措置として想定した六つのパターンを比較したものです。

左側のモデルケース①をご覧ください。

パターン①は、前回お示しした案で、令和7年度から6年間均等に同額を上げていくものです。

パターン②は、令和10年度から3年間均等に同額を上げていくものです。

パターン③は、令和9年度から4年間均等に同額を上げていくものです。

パターン④は、令和7年度から2年ごとに均等に同額を上げていくものです。

パターン⑤は、令和7年度から徐々に上げていくもので、パターン①の各年度の増加額を1とした場合、各年度の増加額を0.2倍、0.5倍、0.8倍、1.2倍、1.5倍、1.8倍としたものであって、グラフは曲線を描いております。

パターン⑥も、パターン⑤と同じ曲線グラフですが、パターン①と比較し、0.1倍、0.2倍、0.4倍、0.8倍、1.6倍、2.9倍としたものでございます。パターン⑤に比べ、最初は上げ幅を小さくし、後年次になるほど大きくしたものです。

また、グラフの下の表でございますが、六つのパターンごとに、対前年度増加額と増加率、さらに令和7年度から11年度までのトータル負担増を表記いたしました。

前回意見を踏まえた提案といたしまして、6パターンを比較した結果、毎年の保険料の増加率及びトータル負担増のバランスが取れているパターン⑤を軸に賦課割合の見直しを進めることとしてどうかと考えております。

また、右下の水色の表は、仮にパターン⑤を採用し、令和7年度に基金1.3億円を均等割の抑制に投入した場合の試算でございます。

軽減なし世帯では1人当たり390円の年間保険料の減、7割軽減世帯では1人当たり117円の減となります。これにより、今回の見直しの影響を少しでも軽減できるのではないかと考えております。

なお、資料8ページ以降は、先ほどご説明した各パターンの個別の説明を別紙としたものでございますので、詳細は割愛させていただきます。

私からの説明は、以上でございます。

阪会長、よろしくお願ひいたします。

●阪会長 今後の保険料の統一に向けて、非常に重要な保険料を決めていこうということで、前回からの案に加えて、全部で六つのパターンが示されました。

資料が事前に送られておりのこと、非常に重要な課題であること、また、様々なご意見が質問も含めておありかと思いますので、できれば、一人ひとりから質問や感想、今の説明についての受け止め等について伺いたいと思っています。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●阪会長 それでは、時計回りということで、芝木副会長から順にお願いいたします。

●芝木副会長 私のところは、知的障がい、主に自閉症の方たち施設なものですから、私自身は実際に関係ないのですが、施設の利用者たちはみんな関係があるということが後で見て分かりました。利用者たちは、国から出るお金と個人に出るお金がこっちに当たってくるのですよね。その辺を見ると、やはり利用者にはあまりつらい思いはさせたくない、どういうふうにしたらいいかが主なテーマでございました。

これを聞いてまして、みんなが幸せになるようにと思って一生懸命つくった資料だと思いますので、本当に個人的な意見ですけれども、自分のところの障がい者たちがみんな豊かになってくれればいいなと思っておりますので、これから、このお金の徴収の仕方も納得いくように親御さんにも説明していかなければいけないなと思っております。

●百石委員 今回初めて参加させていただきます札幌市医師会で医療保険部を担当しています百石と言います。よろしくお願ひいたします。

資料に事前に目を通させていただきましたけれども、問題になっているのは、この激変緩和対策でどのパターンをいくかと基金の使い道だと思っています。

札幌市から提案していただいたパターンは、それぞれ特徴がありますけれども、皆さんも生活がありますから、できるだけ急激な上昇を抑えて、やはり計画を立てる上で徐々に徐々に上げていくほういいのだろうなと思っていました。ですから、今、お話を聞いていても、この上昇率のパーセントを見ても、トータル負担増も見ても、札幌市の提案のとおり、パターン⑤がいいのかなと私は思いました。

あとは、基金は多ければ多いほどいいですけれども、なかなかそういうわけにもいかないようですから、1.3億円という基金が決まっているということで、これを何に使うかというところでしようけれども、市民の健康を守るために特定健診や特定保健指導に使うのか、あるいは、こちらの保険に投入するのか、当然、保険料を支払う市民にとっては少しでも安いほうが生活は助かるでしょうから、年間にしたら7割世帯で117円で、軽減なし世帯で390円というと少ないと思いますけれども、ただ、市民にとっては、ないよりはいいのかなと思いますので、基金も投入していただいて、激変緩和対策を行っていくのがいいのかなと個人的には思っています。

●大森委員 私は前回も思ったのですけれども、どなたにもいいパターンはないと思うのです。一方で急に上がれば、逆に、どんどん下がっていく人もいるわけで、誰一人も反対なくというのは全くないと思っております。

ただ、低所得者の方の負担が増えるのに賛成する方はどなたもいらっしゃらないと思い

ますけれども、ゴールの地点はどうしても決められているので、札幌市がいろいろ苦肉の策といいますか、私も最初は、本当に簡単ですけれども、パターン①がオーソドックスだなと思っておりました。よく私たちの組合でも、国からの補助金というのは激変緩和でこうやって減っていくものですから、そういうものかなと思ったのですけれども、それ以上に、こういうパターンを考えてくださったというのはよろしいかと思います。

それから、どうしても保険料の徴収に目が行きますけれども、実は、令和7年度から高校生の医療費が受給者は510円ということで、窓口の負担が減るのですよね。そういう意味で、そっちでは低所得者の世帯の方には札幌市としての援助があるわけなので、トータルで考えていくべきなのかなと考えております。

●山野委員 市民からの理解を得るという部分が一番重要なとすると、やはりトータル的な軽減と保険料の急激な上昇を緩和することが大事かなと思います。そう考えると、やはりパターン⑤が一番バランスが取れているのかなと思います。

最終的には、令和12年度の賦課額が想定よりも下がるよりも上がる可能性が高いと考えると、早期に開始したほうがいいと思いますし、早期に始めることで単年度の増加額も抑制できるのではないかと感じます。

あとは、基金の活用に関しては、均等割額への基金の投入が一番平等かなと感じる部分はあるのですけれども、金額を見てみると、効果としてどうなのかなと疑問に感じるところでございます。ですので、ほかにもっと違う活用方法がもしあれば教えていただきたいと思います。

●田中委員 私も、急に目の前に金額がぶら下がってくると、感覚的に負担感が大きいですし、また、このトータル負担額を見てみると、やはり負担額が高額なパターンは選ぶべきではないかなと思っています。

少子高齢・多死社会の時代ですので、なるべく早めに始めたほうが結果としてはいいのではないかという感じがしますし、やはり、市民に向けても、この状況をしっかりと理解していただくことが大切だと思うので、早期から賦課をかけていく、そう考えて消去法で考えると、パターン⑤かなと思います。

●細矢委員 保険料の上昇の率と負担増の両方のバランスを勘案して、激変緩和措置の内容を見定めるとともに、併せて、基金の活用による負担軽減策をセットで検討していくという札幌市からのご提案でしたけれども、私としては、これはそのとおりでいいのかなと思います。特に、低額所得者に対しての対応に基金を合わせて使っていければいいのかなということで、これが正解かどうかは私も分からないですけれども、パターン⑤もしくはパターン⑥が落としどころかなという気はしています。

●皆川委員 まず、二つほど質問をいたします。

前回の会議で、基金の利用可能額というのは、たしか4億数千万円という説明を受けたような気がしています。それが今回の資料で1億3,000万円に下がっています。どうして数字が変わったのか、教えてください。

それから、7ページのグラフですが、上の色がついているグラフは、軽減措置が加味されていない数字で作成していますよね。軽減措置を加味した場合、このグラフがどうなるのかを見ないと、本当に激変緩和がされているかが分からぬと思いますので、そちらを教えていただきたいと思います。

さらに、負担軽減策については令和7年度分のことにしか言及されていませんが、令和8年度、9年度、10年度、11年度については、どんなことを考えていらっしゃるのか、そのときに、トータルとして負担は増えるのか、減るのかを教えてください。令和7年度分の軽減策の数字しか出ていませんが、令和8年度、9年度、10年度、11年度も軽減策を取られると思うので、そうなったときに、激変緩和の上りによる総支払額を相殺できるぐらいの軽減対策が実現できるのかどうか、そこを教えてください。

●阪会長 質問は後でまとめてお願ひいたします。

吉田委員、お願ひいたします。

●吉田委員 私は、前回は、低所得者層に対する保険料が上がることは納得できませんという言い方をしたのですけれども、いろいろ資料を見せていただいて、統一保険料という形になれば、札幌市民にとってはマイナスよりもプラスの部分があるということで、将来的にはやむを得ないのかなという考えになってきました。

確認事項ですけれども、7ページの試算の中でも軽減世帯の負担が書いてあるのですが、これはいわゆる低所得世帯に対する保険料軽減基準があって、7割減、5割減、2割減となっていますが、これは政令に基づくもので、今後ともずっと継続するという前提でよろしいでしょうか。私が見た限りでは、市町村によって、3割減のところもありましたが、軽減措置というものは今後ともずっと続していくという前提でよろしいでしょうか。

私は、そのときには低所得者層の保険料が上がるという理解だったのですけれども、例えば、その中に7割の軽減世帯があるとすると、7割減になっているので、影響度合いも7割減という考え方でいいでしょうか、そこら辺を確認させてください。

●中谷委員 今回、全道の料率統一に向けてということで、急激に増加する方が生じるということは好ましくない、このように私は思いますので、激変緩和措置そのものはやはり必要なものだろうと考えております。

私は、前回の協議会は欠席いたしましたが、負担が増える方にとっては、本来、負担する必要もない増加分の保険料の支払いが激減緩和期間中に生じるということが論点の一つになっていたのかなと認識しております。今回、事務局からは、激変緩和の上昇率、それから、負担増の双方を勘案したケースが示されております。なおかつ、その均等割部分については、基金を投入するという提案がされているということで、この方向性で進めていただくのがよいのではないかと感じております。

私としては、もう一つ、負担増となる方への配慮というものは、こういった施策の中では当然必要だとは思っているのですけれども、同時に、保険料の統一について、市民へしっかりと周知広報を行っていただくことで、負担の仕組みについて、加入者の理解をしっか

り得るということも重要な視点の一つだと思っております。

そういうことも併せて考えますと、今回、幾つかのパターンが事務局より示されていますけれども、私としては、パターン⑤が一番バランスがいいのかなと感じました。

理由は大きく二つありますて、負担増となる方の激変緩和期間中の総支払額が当初案よりも一定程度抑えられるということと、増加率とのバランスもよろしいところではないのかと感じた点が1点です。

それから、2点目は、先ほど私が申し上げたとおり、激変緩和期間、激変緩和措置そのものと周知広報をセットにしてしっかりと取り組んでいただくということを考えた場合に、これは激変緩和そのもののスタートに合わせて広報をしっかりとやっていただいたほうが加入者の理解もより進みやすいのかなと感じるところと、また、広報期間は一定程度設ける必要性が高いのかなということで、進めるのであれば、次年度から激変緩和期間を設けて同時に周知広報をしっかりと行っていただきたいと感じたところです。

●濱田委員 意見としては、私は、今の中谷委員がおっしゃっていることをそのまま賛成したいと思います。

ただ、前回、札幌市からご提示いただいたものに対して、被保険者の委員の方から、何だ、これという反応がありました。実は、私も同じ反応をいたしました。激変緩和というものは、ゴールが見えたところの一番高いところの時点から、こんなに上がらないように下げていくのが本当の激変緩和ではないかという気がしていて、今から上げていくのを激変緩和というのは非常におかしいなと思っていました。

そんな中で、担当課長ともいろいろお話をさせていただいて、私の疑問がどんどん解けていき、かつ、ゴールが令和12年度とに決まっている中で、どのようにやつていったらいのだといったところで、こういう6案を出していただきました。最初のパターン①はちょっと残念でしたけれども、このパターン⑤とパターン⑥がよろしいのではないかと思っています。

担当課長にも言ったのですけれども、中谷委員が言ったように、それにしても、広報は大切ではないか、これが加入者に向けて重要なことだよということは重ねてお願いしています。

それから、最後にもう一つ、減る方は激変緩和が必要ですかということが疑問です。もし減る分が増える分に投入されていくというか、その原資となってしまっていってしまうのであれば、これは減る人は必要あるのかという気はします。

●阪会長 では、皆さんから一通り意見をお聞きしまして、質問も出ましたので、一度、事務局から質問を中心にお答え願います。

●保険医療部長 私から、皆川委員からご質問がありました基金の額についてお答えします。

前回、確かに、4億円という数字をご説明したのですが、それは令和5年度のときに試算した金額よりも残高そのものが4億円増える結果となりましたという文脈でございま

た。

その後、前回のご議論を思い出していただきたいのですが、北海道から基金の保有残高が示されたこと、それから、今後の活用としても決まっている部分などを差し引きますと、今現在、完全にフリーで使える金額が1.3億円でございまして、これは別に数字を変えたわけではありません。前回の残高から決まっている、使途ががもう見えているものを差し引いて、フリーに使えるお金がそれだけということです。

それから、吉田委員から、軽減措置については今後も継続するのですかというご質問がございました。

これは法定軽減といいまして、国が決めている制度であります。ある一定の条件に達する人は保険料7割引にする、5割引する、2割引になると決まっています、そのうち7割の軽減に当たる方々を我々は7割軽減世帯と呼んでおりますが、今のところ、国からはこの制度をやめるというようなお話はありませんので、私どもとしては、今後も引き続くものだと考えております。

皆川委員からあったもう一つ、今回、令和7年度には1.3億円だけれども、令和8年度以降はどう考えているのかというご質問は、資料の中でも若干触れておりますが、活用可能な残高が今の段階では見えておりませんので、はっきり幾ら幾らとお示しすることがなかなか難しいです。

ただ、考え方としては、ここにお示ししたとおり、同じ考え方を令和8年度以降もとつていきたいと考えておりますので、それが幾らなのかという具体的な金額は今はお示しえませんけれども、同じような方向性でコントロールしていくとご理解いただければと思います。

それから、令和8年度以降は、額はともあれ、基金を入れた場合にどうなるのかということになりますけれども、どのパターンをとったとしても、このグラフが若干ずつ下がっていくことは間違いないと思います。ただ、その額が幾らなのか、今は何とも言えません。

●阪会長 山野委員から基金に関してほかに方法はあるのかと、濱田委員から減る方についての軽減の質問もあったと思いますが、いかがでしょうか。

●保険医療部長 基金の使い方はほかにあるのかというお話は、これも前回の運営協議会でお示ししたところですが、既に北海道庁から基金の使途についてはある程度示されておりまして、一つには、万が一、赤字が出た場合のストックとして取っておきなさいということ、市町村独自の保健事業の財源に充てることができますということ、それから、国から補助、交付をもらっている事業の場合はどうしても起きてしまうのですけれども、国庫支出金等の返還が生じた場合の財源にしていいということが示されております。

その中で、私どもとしては、今、許された独自の財源として使える最大額である1.3億円を使いまして、来年度の均等割額の軽減に投入してはどうかと考えているところです。

それから、濱田委員からご質問のありました保険料の負担が減る方への措置は必要ない

のではないかということですが、これは賦課割合と言いまして、所得割と均等割のバランスを変えることによって逆相関的に生じる事象でございまして、特にこの方々を強いて何か措置を講じて値下げをしているわけではなくて、こちらを下げればこちらが上がるという振り子のように生じるものですから、ここをいじるということは技術的にも困難だと考えています。

●阪会長 1巡目でいただいたご質問に対しては事務局から回答があったと思います。

全体的には、パターン⑤あるいはパターン⑥がいいのではないかという方が多かったように受け取りましたが、ほかに何か質問等あるいは意見があればお聞かせ願えればと思います。

●皆川委員 先ほどの質問と関連があると思うのですけれども、令和8年度以降の数字は分からぬということは理解できるのですが、モデルケース1に該当するような低所得者の方については、やはり総支払額が増えるようなことがあってはいけないと考えています。ぜひ、総支払額が増えないような措置を講じていただきたいです。

そのためには、やはり基金を使って手当てしていくということにしかないように気がしています。ここで令和7年度分の基金を投入したときの数字は出ているのですが、それを激変緩和のグラフに落とし込んで、令和8年度以降も総支払額が増えないような形でどんなカーブになるかを見てみないと、本当に激変緩和になるのかどうかが判断できないと思います。ぜひ、そこらあたりに配慮をいただきたいと思います。

それから、基金の使い道に関してですが、令和12年度以降は非常に縛りがきつくなると。その先を考えたときに、これは断定的なことは言えないと思うのですが、きっと道に召し上げられるのだろうなという気がします。ですから、札幌市の裁量がある程度及ぶ期間、要は、令和11年度までに可能な限り使ってしまったほうが札幌市の被保険者にとってはいいことだと思いますので、可能な限り、令和11年度までに基金を使ってしまうことをお願いしたいと思います。

●保険医療部長 恐らく、今の質問は二つとも関連すると思うのですが、令和12年度以降の基金の在り方については、道庁からお示しされているわけではありませんので、何とも言えない部分があるのが事実です。一方で、ご指摘のとおり、令和11年度までであれば、ある程度、札幌市の裁量によってその使途を決めることができるというのも確かなことですので、その余剰資金といいますか、使うことができるお金については、今ご指摘ありましたとおり、負担が増える方々への配慮になるべく充てたいとは考えております。

ただ、今おっしゃられたように、負担増が全く生じないようにするということはちょっと難しいと思いますが、それでも基金を使ってできる限りの配慮は考えていきたいと思っております。

●阪会長 ほかに何かありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●阪会長 先ほど申し上げたように、パターン⑤とパターン⑥のうち、パターン⑤とおっ

しやる方が多かったと思います。

そして、全体を通して、事務局の提案のとおり、激変緩和も早めに始めてなだらかにしていったほうがいいのではないかという意見も多々あったようになります。

来年度の予算編成も始まっておりますし、今回のご意見を聞いておりまして、先ほども言いましたように、事務局からの提案内容のうち、パターン⑤を中心に進めるることを運営協議会で了としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

●皆川委員 会長のおっしゃったとおりでよろしいと思うのですが、附帯として、モデルケース1に該当するような低所得者の方の支払い総額が可能な限り増えないように措置を講じることを条件として緩やかな激変緩和というような内容にしていただければと思います。

●保険医療部長 先ほどもご回答したとおり、そうした方々への配慮はこれからもできる範囲で尽くしていきたいと思っておりますので、そうしたような考え方を取り入れていきたいと思います。

●阪会長 全然増えないというのはあり得ないと思うのですけれども、少なくとも配慮はしていくということあります。

それでは、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●阪会長 では、基本的に事務局から提案のあった内容で進めていくことを了承したいと思います。

本日は議題が一つではあったのですが、皆さんのご協力もありまして、この議題を終了いたします。

そのほか、全体を通して、何かご意見、質問等はございませんか。

●皆川委員 令和12年度以降、基金の使い方が制限されるということですが、突拍子もない意見かもしれませんけれども、令和12年度にこそ激変緩和措置が必要だと思うのです。

保険料に手を入れることは難しいと思うのですが、激変緩和に代わるものとして、例えば、令和12年度に定額のクオカードなどを配る措置は可能だと思うのです。それができると、もっと簡単に激変緩和ができるのではないかという気がするのですが、そういうことは可能でしょうか。

●保険医療部長 それは不可能ではないのですけれども、前回、まさに皆川委員がおっしゃったとおり、全道で保険料が同じなのに、ある町だけクオカードが出るというのは、ほかの町から見たときにどうなのかなという疑問もないわけではないと思います。

●皆川委員 激減する方に限定してということであれば理由付けができるのではないかと思うのですが。

●保険医療部長 それは、ほかの市町村にもそういう方が同じようにいらっしゃいますので、もしやるとしても、それは札幌市が単独で札幌市民だけやるということは、ほかの市町村からすると、ちょっとどうなのかなというのには正直疑問のあるところだと思います。

- 皆川委員 分かりました。
- 阪会長 ほかにご意見等はございませんか。
 - (「なし」と発言する者あり)
- 阪会長 なければ、以上をもちまして、本日、予定されていた案件は終了となります。
 - 皆様、どうもありがとうございました。
 - では、事務局、お願いします。

4. 閉　　会

- 保険企画課長 阪会長、進行をありがとうございました。
 - 今後の予定でございますが、次回、皆様にお集まりいただくのは来年2月頃を予定しております。詳細は時期が近づきましたらご連絡いたしますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。
 - それでは、以上をもちまして、閉会とさせていただきます。
 - お忘れ物のないようお気をつけてお帰りください。
 - 本日は、どうもありがとうございました。

以　　上